

総行住第 181 号
令和 2 年 10 月 27 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの円滑な交付については、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年 9 月 11 日付け閣副第 396 号・府番第 117 号・総行情第 49 号・総行住第 83 号)に基づき、政府の交付想定スケジュールを踏まえ、各市町村(特別区含む。以下同じ。)においてマイナンバーカード交付円滑化計画を策定いただき、交付体制の整備や普及促進に計画的に取り組んでいただくようお願いしているところです。

累計交付枚数は、10 月 25 日時点で、2,737 万枚を超え、全住民の 2 割以上に相当するところとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、広報・普及活動やマイナンバーカードの交付を抑制せざるを得なかったこともあり、政府の交付想定スケジュールと比べて下回っている状況にあります。

こうした中、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、改めて、令和 4 年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨のご発言があったところであり、普及拡大に向け、改めて、取組を進めていくべく、別添 1 のとおり、武田総務大臣から、各都道府県知事及び市町村長宛に書簡を出させていただきました。

マイナンバーカードのさらなる申請の促進に向けては、国としても 10 月及び 11 月にマイナポイント事業や健康保険証利用の開始に向けた集中的な周知広報を行います。また、10 月下旬からマイナポイント事業の PR の一環として、マイナンバーカードの交付申請書付きの新聞折り込み広告を約 3,300 万枚配布するほか、カード未取得者への QR コード付きの交付申請書の送付を本年 12 月から令和 3 年 3 月まで実施する予定です。また、地方公務員等のマイナンバーカードの取得について、「地方公務員等のマイナンバーカードの取得の推進について(依頼)」(令和 2 年 10 月 27 日付け総行住第 183 号・総行福第 270 号)

により、改めて、より一層の取組を依頼させていただいたところです。

こうした状況も踏まえ、一層の申請の促進と現在の交付枚数（約7万件/日）が倍増することを前提とした速やかな交付体制の整備を図ることが必要であり、各市町村におかれては、下記に留意の上、速やかにマイナンバーカード交付円滑化計画を改訂し、普及促進策の実施や交付体制の整備を行っていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただくとともに、下記に御留意いただき、域内の市町村の交付円滑化計画のとりまとめ及び必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 交付枚数の想定

令和4年度末にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、住民基本台帳に基づく人口から令和2年9月までの累計交付枚数を差し引いた枚数のマイナンバーカードを令和5年3月までに早期に交付することを前提として、各月の交付枚数を記入すること。

2 交付体制の整備

上記1で設定した交付枚数に対応するために必要な窓口数、職員配置数及び統合端末台数を算出・設定し、計画的に確保いただきたいこと。この際、以下の点に留意されたいこと。

- (1) 平日に来庁することが困難な住民の利便性に配慮し、毎週土日のいずれかは交付窓口を開設するなど土日の交付を積極的に実施されたいこと。なお、各月ごとの土日の交付の実施予定日数についても新たに記載事項としていること。
- (2) 1つの窓口で1日に交付可能な枚数は、電子証明書の発行・更新や住民異動など各種手続との窓口の共有の有無などによって、大きな違いがあることから、必要な窓口数は、カード交付専用窓口と住民異動などの各種手続と併せてカードの交付を行っている窓口に分けた上で、それぞれの窓口の現在の1日当たりの平均交付枚数を参考に算出すること。
- (3) 職員数の増のためには、会計年度任用職員の採用が有効であるところ、会計年度任用職員の研修には一定の期間を要することから、前倒しでの募集及び採用を行われたいこと。
- (4) マイナンバーカードを活用した住民票の写し等の各種証明書のコンビニ交付などについて、窓口で申請する場合と比べ、手数料を引下げてマイナンバーカードの取得へのインセンティブとしている例があるところであり、窓口混雑の緩和にも効

果的であることから、積極的に実施されたいこと。なお、コンビニ交付における手数料の引下げの状況については、別途調査を予定していること。

3 申請受付等の推進

- (1) 10月以降、別添2のような積極的な広報を政府として行う予定であること。
- (2) 特に、マイナンバーカード未取得者に対するスマートフォン等で申請可能なQRコード付き申請書の個別送付については、申請促進に大きな効果が見込めることから、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始を見据え、令和3年3月までに送付を完了するようスケジュールを設定されたいこと。
- (3) 送付されたQRコード付き申請書が有効に活用されるよう、地域においても普及活動を展開するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、商業施設等での出張申請受付や申請サポートの積極的な実施をされたいこと。
- (4) マイナンバーカード取得者に対する健康保険証の利用申込の促進については、「オンライン資格確認等の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進等について」（令和2年2月27日付け保国発0227第1号・保高発0227第2号・総行住第28号・府番第58号）や「マイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録の申込受付開始について」（令和2年8月6日付け事務連絡）において、マイナンバーカード交付時等に、マイナポータルやマイナポイント申込後の一連の手続きを通じて、利用申込ができることについて周知するとともに、手続きの支援をしていただくよう要請しているところですが、コールセンター等に、交付時に周知や支援がされていないとの声が寄せられているところであり、改めて、窓口での周知や手続きの支援を実施されたいこと。

4 交付事務に要する経費の見込額

今後の各市町村における交付の体制強化に対応し、国として必要な財政支援を適切に行うため、令和3年度及び4年度における交付体制の整備、申請受付等の推進に必要な経費について見込まれたいこと。

5 個人番号カード交付事務費補助金の積極的な活用について

2及び3に要する経費については、別にお知らせした本年度の個人番号カード交付事務費補助金の概算交付見込額を参考にして、個人番号カード交付事務費補助金を積極的にご活用いただきたいこと。

6 都道府県による助言

各都道府県は、各市町村が改訂した交付円滑化計画のとりまとめを行い、以下に留意して、交付円滑化計画の記載内容について確認・助言を頂きたいこと。

- (1) 各市町村の交付枚数想定が、令和4年度末までにほとんどの住民が保有することを想定した枚数となっているか。

- (2) 現状の窓口の1日当たりの平均交付枚数を踏まえ、十分な窓口数が確保されているか。
- (3) 庁舎内での窓口の増設が困難な場合、庁舎外での臨時窓口の開設が予定されているか。
- (4) 土日交付の積極的な実施が予定されているか。

また、交付円滑化計画改訂後、引き続き、月単位で実績のフォローアップ調査を実施し、進捗状況の確認を行う予定であり、カード交付の滞留が生じている場合や、実施状況が計画と乖離している団体がある場合には、必要な助言をいただきたいこと。

7 提出方法

改訂後の交付円滑化計画を都道府県ごとにとりまとめ、11月10日（火）までに以下のメールアドレス宛に提出されたいこと。

提出先：juki@soumu.go.jp

総務省自治行政局住民制度課 担当：本橋係長、箕打官、石井官 TEL：03-5253-5517（直通） FAX：03-5253-5592

拝啓

貴職におかれましては、御健勝にて御活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及促進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。マイナンバーカードはオンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものです。先日改めて、菅内閣総理大臣から、令和四年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の発言があったところであり、普及拡大に向け、さらなる取組を進めていく必要があります。

まず、マイナンバーカードの利便性や安全性を周知するとともに、申請の機会を拡大することが重要です。政府としても、今月及び来月にマイナポイント事業や健康保険証利用の開始に向けた集中的な周知広報を行います。この機会を捉え、地域においても普及活動を展開し、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、商業施設等での出張申請受付や申請サポートの積極的な実施をお願いいたします。また、カード未取得者へのQRコード付きの交付申請書の送付を年内から来年三月まで実施する予定であり、御協力をお願いいたします。

次に、交付の円滑化については、既に計画的に取組を進めていただいているものと存じますが、別添の交付円滑化計画のフォローアップ調査の結果によれば、申請から交付まで一か月を大きく超える期間を要している市区町村が見

受けられます。交付通知書の早期発送の徹底を改めてお願いいたします。

その上で、現在の申請数がさらに倍増することを前提に、交付体制の拡充が必要と考えております。具体的には、交付円滑化計画を改訂し、交付窓口や人員を増やすとともに、平日に受け取りに来られない方の利便性に配慮し、毎週土日のいずれかは交付窓口を開設するなど夜間・土日対応のさらなる実施をお願いいたします。

交付窓口・人員の増などのための個人番号カード交付事務費補助金についても、先日、概算交付見込額をお知らせしたところであり、ぜひ積極的に御活用ください。

また、都道府県におきましても、普及活動や交付の滞留の防止・解消に向け、積極的な助言をお願いいたします。

こうした取組により、早期に現在可能な最大の交付枚数月間三百三十万枚を達成したいと考えています。

国・地方を通じた行政のデジタル化が喫緊の課題となる中、マイナンバーカードの普及拡大の重要性はますます高まっております。改めて、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和二年十月二十七日

総務大臣

武田 吉仁

都道府県知事 殿
市区町村長 殿

今後予定しているマイナンバーカードの申請を促す取組

- マイナポイント事業の PR の一環として、マイナンバーカードの交付申請書付きの新聞折り込み広告を配布。
【10月下旬：約3,300万枚配布予定】
- マイナンバーカードの健康保険証利用等の開始に向けた集中的な広報を実施。
【10月・11月：コンビニ・郵便局（22,000機関）、交通機関（520編成）、医療機関（1,700編成）でのサイネージ放映】
【11月：ローカル局での番組放映】
- マイナンバーカード未取得者に対して、スマホ等で申請可能な QR コード付き申請書を個別に送付予定。
【令和2年12月～令和3年3月：約8,000万枚配布予定】